

農地中間管理事業業務委託費の単価等の考え方（補足）

令和 5 年 10 月

（公社）岩手県農業公社農地中間管理部

令和 5 年 3 月 28 日付け 4 経営第 3152 号の「農地中間管理事業の業務委託に係る補助事業の適正執行について（農林水産省経営局農地政策課農地集積・集約化促進室長通知）」に際し、令和 5 年 8 月 18 日付け岩農公発第 642 号で令和 5 年度業務委託先へ周知しているところです。

同通知を踏まえた単価等の考え方については、令和 5 年 4 月 1 日改正の（公社）岩手県農業公社「農地中間管理事業業務委託実施要領」で示すほか、下記のとおり補足事項を設けますので、補助事業の適正執行に対応ください。

記

1 業務委託費の科目別単価

(1) 人件費について

業務委託先の市町村等で定める単価等で、業務委託従事分を対象とし、他業務を兼ねる場合には、業務委託に係る直接作業時間で計算した額とする。

また、業務委託従事分の根拠として、業務日誌の作成及び提出を求める。

なお、市町村等で定める単価等が無い場合には、（公社）岩手県農業公社の非常勤職員時給単価とする。

【参考：（公社）岩手県農業公社の非常勤職員時給単価 1,374 円】

(2) 需用費・印刷製本費・リース料・旅費・その他について

実費弁償とする。

なお、需用費のガソリン代、印刷製本費・リース料等については、市町村等の契約単価で業務委託に従事した分を対象とし、他業務を兼ねる場合には業務委託に係る直接使用分量で計算した額とする。

2 業務委託費の契約額単価

令和 5 年 4 月 1 日改正の（公社）岩手県農業公社「農地中間管理事業業務委託実施要領」第 5 条の別表第 2 に係る単価とする。

このうち「I 業務の推進に関する業務」は、その都度理事長が別に定める額とし、令和 5 年度時点、これまでの支出実績及び補助金予算での調整を行い、年額 35 万円を上限とする（但し、市町村等の要望及び実績額が 35 万円未満の場合は実費とする）。